

# 不利益事項の 説明書

この「不利益事項の説明書」は、解約等の各種ご請求に際して必ず「不利益事項」をご確認いただくためのものです。  
ご請求前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、ご請求ください。

## 保険契約者さまに必ずご確認くださいの不利益事項

解約等の場合、保障が消滅（一部消滅）し、元に戻すことができません。

### <特約が付加されている場合>

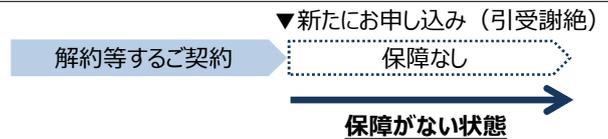
※特約が付加されている保険契約について、保険料払済契約等への変更により、会社の定める特約の最低保険金額を満たさなくなった場合は、特約が消滅します。ただし、無解約返戻金型の特約が付加されている保険契約については、「保険料払済契約への変更」を行った場合、会社の定める特約の最低保険金額を満たさなくなったか否かにかかわらず、無解約返戻金型の特約は消滅します。

### <無解約返戻金型の特約が付加されている場合>

無解約返戻金型の特約について、返戻金はありませんが、保険金をお支払いするために積立金（責任準備金）は積み立てられています。

なお、この積立金（責任準備金）は、保険期間の途中で保険契約（特約含む）が解約または減額された場合でも払い戻しはいたしません。

今後、新たな保険契約にご加入する場合は、健康状態や年齢等を理由として、新たな保険契約にご加入できないことがあります。



今後、新たな保険契約にご加入する場合は、現在ご加入している保険契約に比べて保険料が高くなる場合があります。



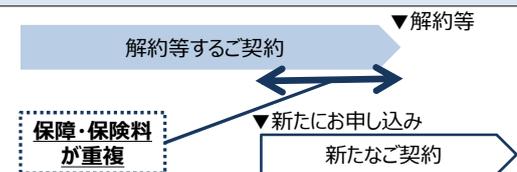
解約または減額変更によりお支払いする返戻金（還付金）は、払い込みいただいた保険料の総額よりも少ない金額になることがあります。また、保険料の払い込みが済んでいる場合（又は免除されている場合）、これ以上の保険料負担はありません（特約保険料のみ払い込みが継続している場合は、基本契約の保険料の負担がありません。）。

貴社にてかんぽ生命の保険契約の加入を前提とした「福利厚生規程」等を作成していただいている場合、解約等の各種ご請求後の保障内容（保険金額等）に合わせて当該規程等を変更されないと、死亡保険金等の支払事由が生じた際、その時点の当該規程等により弔慰金等の支払義務を負うことがあります。

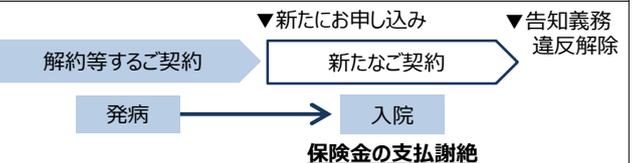
第1回保険料の払い込みがない状態で解約を行う場合、解約のご請求日から1年間、新たな保険契約にご加入できません。

## 解約等して新たな保険契約にご加入するお客さまへの確認事項

今回、保険契約を解約等される前に、既に新たな保険契約にご加入している場合、保障期間が重複し、保険料を重複して払い込みいただいている場合があります。



保険契約を解約等した後、新たな保険契約にご加入いただく際に正しく告知いただけなかった場合、保険契約が解除となり保険金がお支払いできないことがあります。



保険契約を解約等した後、一定期間後に新たな保険契約にご加入いただく場合には、保険契約（保障）がない、または減少する期間が発生します。

